

# 災害廃棄物処理に係る 市町村行動マニュアル

## 参考様式集

- ・ 職員安否確認リスト
- ・ 災害廃棄物仮置場候補地リスト
- ・ 住民用仮置場 搬入者受付簿
- ・ 住民用仮置場 搬入集計表
- ・ 住民用仮置場管理日報
- ・ 家屋等の撤去費用申請書
- ・ 災害により発生したごみの出し方・仮置場での分別について(広報)
- ・ 災害時ごみ処理ハンドブック(住民啓発資料)
- ・ 公費解体要綱
- ・ 公費解体申請書

市町村名 部署

## 職員安否確認リスト

No.	役職/氏名	連絡手段		安否確認事項				
				確認日	出勤状況	職員・家族の	家屋の被害状況	避難先、メモ
1		自宅電話	000-000-0000					
		携帯電話	000-000-0000					
		携帯メール	***@***.ne.jp					
		緊急連絡先	000-000-0000					
2		自宅電話	000-000-0000					
		携帯電話	000-000-0000					
		携帯メール	***@***.ne.jp					
		緊急連絡先	000-000-0000					
3		自宅電話	000-000-0000					
		携帯電話	000-000-0000					
		携帯メール	***@***.ne.jp					
		緊急連絡先	000-000-0000					
4		自宅電話	000-000-0000					
		携帯電話	000-000-0000					
		携帯メール	***@***.ne.jp					
		緊急連絡先	000-000-0000					
5		自宅電話	000-000-0000					
		携帯電話	000-000-0000					
		携帯メール	***@***.ne.jp					
		緊急連絡先	000-000-0000					
6		自宅電話	000-000-0000					
		携帯電話	000-000-0000					
		携帯メール	***@***.ne.jp					
		緊急連絡先	000-000-0000					
7		自宅電話	000-000-0000					
		携帯電話	000-000-0000					
		携帯メール	***@***.ne.jp					
		緊急連絡先	000-000-0000					
8		自宅電話	000-000-0000					
		携帯電話	000-000-0000					
		携帯メール	***@***.ne.jp					
		緊急連絡先	000-000-0000					
9		自宅電話	000-000-0000					
		携帯電話	000-000-0000					
		携帯メール	***@***.ne.jp					
		緊急連絡先	000-000-0000					
10		自宅電話	000-000-0000					
		携帯電話	000-000-0000					
		携帯メール	***@***.ne.jp					
		緊急連絡先	000-000-0000					

市町村名

## 災害廃棄物仮置場候補地リスト

No.	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	留意事項等	発災後の状況	採用
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※留意事項には、民有地、現在の使用状況、仮置場設置時の留意事項等を平時に記載しておく。

市町村名

住民用仮置場 搬入者受付簿

No. \_\_\_\_\_

日付	年 月 日	確認 (役所使用欄)	
フリガナ			
搬入者名			
住 所	〒		
電話番号	- -		
搬入物	分別区分	個数	-
	①可燃物（家具類・プラスチック・衣類など）		
	②不燃物（ガラス・陶磁器くずなど）		
	③コンクリートがら等のがれき		
	④布団・畳・カーペット等		
	⑤消火器・ガスボンベ・スプレー缶		
	⑥スレート板・石膏ボード等		
	⑦灯油等		
	⑧ペンキ・シンナー類・農薬等		
	⑨金属くず		
	⑩草木・柱角材等		
	⑪家電4品目（冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ）		
	⑫家電品（上記以外の家電品（掃除機・電子レンジ等））		
	⑬その他（具体的品目名 ※受付で相談してください）		
	土砂・泥		
	合 計		

※確認したら、役所確認欄にチェックを入れる

市町村名

住民用仮置場 搬入集計表

※各日の搬入終了後、集計表に記入し、〇〇に報告

日付： 年 月 日 ( )

報告者： \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

搬入者 No.	搬入数量（搬入個数を記載する）														備考		
	① 可燃物（家具類・プラスチック・衣類など）	② 不燃物（ガラス・陶磁器など）	③ コンクリート等のがれき	④ 布・畳・カーペット等	⑤ 消火器・ガスボンベ・スプレー缶	⑥ スレート板・石膏ボード等	⑦ 灯油等	⑧ ペンキ・シンナー類・農薬等	⑨ 金属くず	⑩ 草木・柱角材等	⑪ 家電4品目（冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ）	⑫ 家電品（上記以外の家電品（掃除機・電子レンジ等））	⑬ その他	土砂・泥		追加区分（あれば）	計
1																0	
2																0	
3																0	
4																0	
5																0	
6																0	
7																0	
8																0	
9																0	
10																0	
11																0	
12																0	
13																0	
14																0	
15																0	
16																0	
17																0	
18																0	
19																0	
20																0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
報告事項	<p style="text-align: center;">本日の作業で搬入者からの質問、判断に迷ったこと、気づきなど、職員間で共有すべき事項を記載してください</p>																

市町村名

## 住民用仮置場管理日報

仮置場名称							
日付		年	月	日	曜日		
作業時間		時	分	～	時	分	
仮置場開設時間		時	分	～	時	分	
搬入車両台数		午前	台	午後	台	計	台
搬出車両台数		午前	台	午後	台	計	台
搬出	廃棄物名称	搬出先(施設名称)		搬出量(t)		備考	
作業内容	作業項目	受入	場内小運搬	粗選別	積込み	その他	計
	作業員数						
	使用車両・重機						
	車両・重機台数						
伝達事項・メモ							

確認者	報告(作成)者

※仮置場責任者は、その日の搬入が終了したら、総括責任者に本日の仮置場の状況を報告すること。

家屋等の撤去費用申請書

令和 年 月 日

〇〇市町村長殿

申請者

住所

フリガナ

氏名

生年月日

電話

申出者

**【注意事項】**  
 本資料は、R6年度能登半島地震の災害廃棄物処理に関し、環境省が示した参考様式である。  
 被災家屋等の解体・撤去に関する費用の補助にあたっては、関係法令、発災後に与えられる国等の通知を確認するとともに、弁護士、行政書士、庁内関係者等と十分協議のうえ申請様式を決定すること。（法令、通知、条例等は災害内容、地域、時期により異なるのでこのまま使用できるものではない）

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 印

明・大・昭・平 年 月 日

\_\_\_\_\_

□所有者 □その他（所有者との関係 \_\_\_\_\_）

令和6年能登半島地震により（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）した下記の家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、既に撤去しました。

つきましては、当該家屋等の撤去費用について、民法第702条に基づき〇〇市町村長にご負担いただくよう申請します。

家屋等所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地（ _____ ）			
家屋等の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 <input type="checkbox"/> 分譲マンション（名称 _____） <input type="checkbox"/> 賃貸・寮・社宅（名称 _____） <input type="checkbox"/> 事務所・店舗・作業所 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
家屋等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 異なる場合 住所 _____ フリガナ _____ 氏名 _____			
り災証明書	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 有（証明書番号： _____） <input type="checkbox"/> 無 り災状況 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
振込先口座	金融機関名		支店名	口座番号
	金融機関コード		支店コード	口座名義人名（カタカナ）
			種目	
			1 普通	
撤去前の家屋等の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 家屋等の倒壊による人的・物的被害が生じるおそれがあった。 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他敷地内の損壊物・状況（ _____ ）			
	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（自分の外 名 _____） (2) 区分所有 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係（賃借権、抵当権、根抵当権等） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒ （内容・権利者 _____） 解体撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			
撤去の状況	(1) 撤去時期 契約日 令和 年 月 日 撤去開始 令和 年 月 日 撤去終了 令和 年 月 日			
	(2) 上記家屋等の撤去等を委託した業者の連絡先 業者名 _____ 電話番号 _____ 所在地 〒 _____			
	(3) 申請する撤去費用 _____ 円			
添付資料	<input type="checkbox"/> 申請者本人であることを証する書面（顔写真付） <input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 家屋等の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 建物配置図 <input type="checkbox"/> 業者から申請者に対する家屋等の撤去費用に係る領収書 （業者に対する撤去費用の支払いが済んでいない場合には、業者から申請者に対する家屋等の撤去費用に係る請求書を提出の上、事後的に同費用に係る領収書を提出すること。） <input type="checkbox"/> 家屋等工事費用内訳書 <input type="checkbox"/> 業者が作成した家屋等の解体証明書 <input type="checkbox"/> 撤去の施工前・施工中・施工後の家屋等の写真 <u>&lt;相続登記をしていない場合&gt;</u> <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書等相続を証明する書類 又は法定代理人の撤去に係る同意書 <u>&lt;共有者がいる場合&gt;</u> <input type="checkbox"/> 共有者の損壊家屋等の撤去に係る同意書 <u>&lt;抵当権者、賃借人等関係権利者がいる場合&gt;</u> <input type="checkbox"/> 関係権利者の家屋等の撤去に係る同意書 <u>&lt;申請者と家屋等の所有者が異なる場合&gt;</u> <input type="checkbox"/> 家屋等の撤去及びそれに関する一切の事務に係る委任状			

〇〇市町村長に対し上記損壊家屋等の解体・撤去の費用の負担を申請するに当たり、以下について同意します。

- 本撤去費用申請書、家屋等撤去工事費用内訳書又は添付書面に事実と異なる記載があり、当該記載によって〇〇市町村長に損害が発生した場合には、〇〇市町村長に発生した損害については、申請者が責任をもって賠償すること。
- 上記家屋等の撤去に関して〇〇市町村長が申請者に支払う費用は、〇〇市町村長で算定した基準額に照らし、上記家屋等の解体・撤去のために必要だと認められる費用に限られること。
- 申請者及び借地・借家人を始め抵当権者等上記家屋等の権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 撤去の費用を支払う〇〇市町村長のため、撤去した上記損壊家屋に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、り災状況及び撤去に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすること。

## 災害により発生したごみの出し方・ 仮置場での分別について

災害により発生した家庭の片付けごみ等は、「住民用仮置場」へ持ち込んでください。道路脇など、仮置場以外への排出はしないようお願いします。

### ■住民用仮置場で受け入れるごみ

家庭で災害により発生した以下のごみ（発災前から不要物だったものは対象外です）

- ① 可燃物（家具類・プラスチック・衣類など）
- ② 不燃物（ガラス・陶磁器くずなど）
- ③ コンクリートがら等のがれき
- ④ 布団・畳・カーペット等
- ⑤ 消火器・ガスボンベ・スプレー缶
- ⑥ スレート板・石膏ボード等
- ⑦ 灯油等
- ⑧ ペンキ・シンナー類・農薬等
- ⑨ 金属くず
- ⑩ 草木・柱角材等
- ⑪ 家電4品目（冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ）
- ⑫ 家電品（上記以外の家電品（掃除機・電子レンジ等））
- ⑬ その他

#### 【持込できないごみ】

- 日常の生活ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 事業所から出たごみ
- 産業廃棄物



「分別」にご協力をお願いします。

分別区分に追加・変更があれば見直す

#### 排出時の注意事項

- ・ 冷蔵庫・冷凍庫の中に入っている食品等はすべて出してください。（生ごみは通常ごみ収集で出してください。住民用仮置場には持ち込まないでください）。
- ・ バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、作業員の安全のため、必ず分別してください。
- ・ ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。
- ・ 追加事項があれば記載する。

場 所：○○○○  
開設期間：○○月○○日～○○月○○日  
開設時間：○○：○○～○○：○○

- 仮置場のレイアウトは別紙を参照ください。
- 不法投棄の防止のため、受付では、身分証明書の提示をお願いしています。
- 場内は、一方通行です。誘導員の指示に従い、決められた場所に置いてください。

本資料は、四万十市からご提供いただいた住民啓発用資料をもとに様式としたものである。  
必要な情報の追加、修正等を行い、各自治体に適したものとすることが望ましい。

保存版

〇年〇月発行

# 市町村名

# 災害時ごみ処理ハンドブック



災害発生後には、  
大量のごみが発生します。

災害時のごみ処理について、  
どのように対応すればいいのか  
事前に知っておき、  
住民同士協力し合うことが、  
円滑な復旧と復興につながります。

災害時に出るごみは「生活ごみ」と「災害廃棄物」の  
2つに大きく分類され、ごみを出す場所が違います。

## 生活ごみ

### 普通ごみ

生ごみ  
プラスチック類  
など



### 資源物

あき缶  
あきびん  
ペットボトル  
紙類  
など



## 災害廃棄物

### 片付けごみ

壊れたり、水に浸ったりして  
使えなくなった家具・家電・畳  
災害で発生した「粗大ごみ」  
など

### がれき

壊れた家屋  
建物から発生する木くず  
コンクリート  
など



出し方は中面をチェック!!

# 生活ごみの出し方

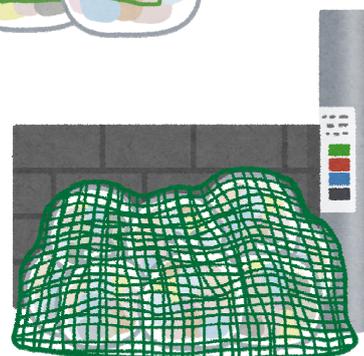
## 「普通ごみ」は最低3日間自宅で保管

市からのお知らせ（情報発信）があるまでは、「普通ごみ」は自宅で保管しててください。災害発生後3日以内の収集再開を目標としています。

市町村方針に応じて見直し

## 「資源物」は自宅で保管

「普通ごみ（特に生ごみ）」は腐敗や悪臭による衛生面の問題があるため、「普通ごみ」を優先して回収します。資源物は収集体制が整うまでは自宅にて保管してください。資源物の回収は準備が整い次第お知らせします。



## 「いつものごみ集積所」に出す

収集が再開したら、普通ごみと資源物はこれまでのごみ集積所に出してください。

# 災害廃棄物の出し方

## 災害廃棄物とは

- ・災害によって使えなくなったもの
- ・片付けごみ
- ・がれき

災害の状況等に応じて見直し

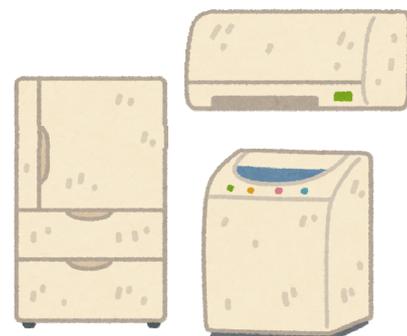
## 「出せるもの」

- ・可燃物（家具類・プラスチック・衣類など）
- ・不燃物（ガラス・陶磁器くずなど）
- ・コンクリートがら等のがれき
- ・布団・畳・カーペット等
- ・消火器・ガスボンベ・スプレー缶
- ・スレート板・石膏ボード等
- ・灯油等
- ・ペンキ・シンナー類・農薬等
- ・金属くず
- ・草木・柱角材等
- ・家電4品目（冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ）
- ・上記以外の家電品（掃除機・レンジ等）

①

## 「出せないもの」

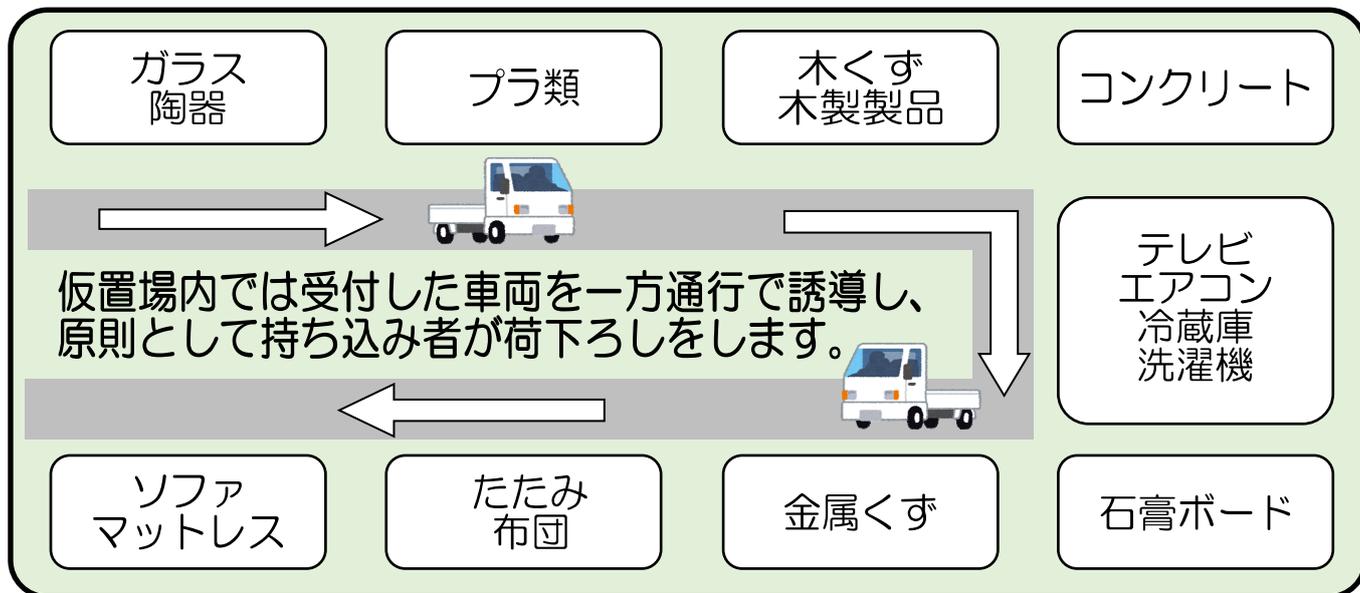
- ・日常の生活ごみ
- ・事業所から出たごみ
- ・産業廃棄物



# 市が指定する仮置場に出す

災害の規模や状況に応じて公園や空き地等開設する予定です。  
開設期間や時間等については状況に応じて、  
市町村HP、LINE/X、防災無線等でお知らせします。

## 一般的な仮置場レイアウト



※実際の分別品目や配置は、災害の規模や被災状況などで変わります。

## ごみは品目ごとに分別した状態で持ち込んでください

車にごみを積み込む時から分別しておくこと、仮置場で荷降ろしする時間を大幅に短縮することができます。

## 分別ルールが守られないと・・・

- ⇒処理の期間、時間、費用の増加
- ⇒腐敗性の廃棄物による悪臭や害虫の発生
- ⇒スプレー缶・カセットボンベなどによる火災の危険

## ごみを出す時の服装

- 帽子orヘルメット
- 長袖・長ズボン
- 長靴or安全靴
- 厚手の手袋
- 防塵マスク
- タオル

準備前においっ



仮置場  
分ければ早い  
積み降ろし

〔災害廃棄物仮置場川柳〕

指定する仮置場以外の場所にごみを出さない！

復旧に大きな遅れが発生する！

悪臭・火災のおそれ！

緊急車両が通れない！



「令和3年熊本県豪雨災害時の様子」出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/))

⚠️ 勝手に捨てると様々な問題が発生！ ⚠️

- 市町村が指定していない仮置場のごみ回収対応は困難。
- 管理・分別されていないため、悪臭が発生する。最悪の場合は火災が発生。
- ごみがごみを呼び、道路をふさぎ、緊急車両、復旧工事車両が通れない。
- 高く積まれたごみが崩れ落ちケガをする。
- 勝手に置いたものを分別・搬送する手間がかかり、必要な支援に手を回せない。

普段から、ごみを減らす工夫をしておこう。

今いらないものは処分しておく。

家の中にある不要な家具・家電などは、リサイクルやごみに出す等、適宜処分しておくことで災害時のごみを減らすこととなります。



家具・電化製品の転倒防止策をする。

家具や電化製品を壁や天井に固定して倒れにくくすることで、家具などの転倒・破損を防ぐことができます。災害時のごみを減らすことはもちろん、身を守ることにつながります。

災害時のごみ出しに関する情報は、市町村 HP、LINE/X、防災無線等で周知します。

市町村名部署名 ○○-○○○○

被災家屋等の解体・撤去に係る申請書

令和 年 月 日

【市町村名】長 あて

【注意事項】

本資料は、R6年度能登半島地震で被災した自治体を使用した事例を参考として示すものである。

被災家屋等の解体・撤去は財産を処分することとなるので、家屋解体・撤去申請様式は、関係法令、発災後に出される国等の通知を確認するとともに、弁護士、行政書士、庁内関係者等と十分協議のうえ決定すること。（法令、通知、条例等は災害内容、地域、時期により異なるのでこのまま使用できるものではない）

申請者（被災家屋の所有者）

ふりがな  
氏名（法人名称・代表者氏名）

印

住民票住所（事業所所在地）

電話

家屋等の所有者との関係  
本人  
本人以外（ ）

【災害名】により被災した家屋等の解体、撤去について申請します。

1. 解体、撤去を希望する家屋等の所在地

2. 解体、撤去を希望する家屋等の所有者の氏名（共有名義の場合は代表者の方の氏名）

3. 解体、撤去を希望する家屋等の数

①住宅（ 棟）

②その他 ※納屋、倉庫、土蔵、事務所、店舗、塀等の種類と、その数を記入してください。  
（ ）

4. 解体、撤去を希望する住宅等のり災証明書又は被災証明書の取得

取得済  未取得

5. 確認事項

①本申請の対象の家屋等、並びに当該家屋等の内部及び当該家屋等の周辺にある財物（申請者又はその代理人が、当該家屋等の解体に着手する前までに、処分に同意しない旨を申し出たものを除く。以下「家屋・財物等」という。）の解体、撤去に関しては、すべての権利関係者（共有者、相続権者、抵当権者など）の同意を得ており、【市町村名】及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償請求を含む一切の不服申し立て及び紛争の提起はしません。

②家屋等の解体、撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者である私の責任において解決することを確約します。

③家屋・財物等の解体、撤去の実施のため、【市町村名】及びその委託を受けた者が本申請の対象の家屋等の敷地内に立ち入ることに同意します。

④本申請書に記載された個人情報その他の情報については、【市町村名】が関与する事業に提供することを同意します。

⑤本申請に関する内容を確認するため、【市町村名】の各課室から必要な情報の提供を受けることに同意します。

上記確認事項に同意します。

署名欄

(別紙様式1)

【建物配置図】 (公費解体)

※敷地内の全ての家屋等を上から見たときの配置と概ねの形状を記載し、「住居」、「納屋」、「土蔵」などの名称を入れてください。解体、処分及び撤去を希望する家屋等には【解体】、解体を希望しない家屋等には【残す】と明示してください。

(形状、寸法及び浄化槽や下水桝等の位置を、わかる範囲で記入してください。)

北

西

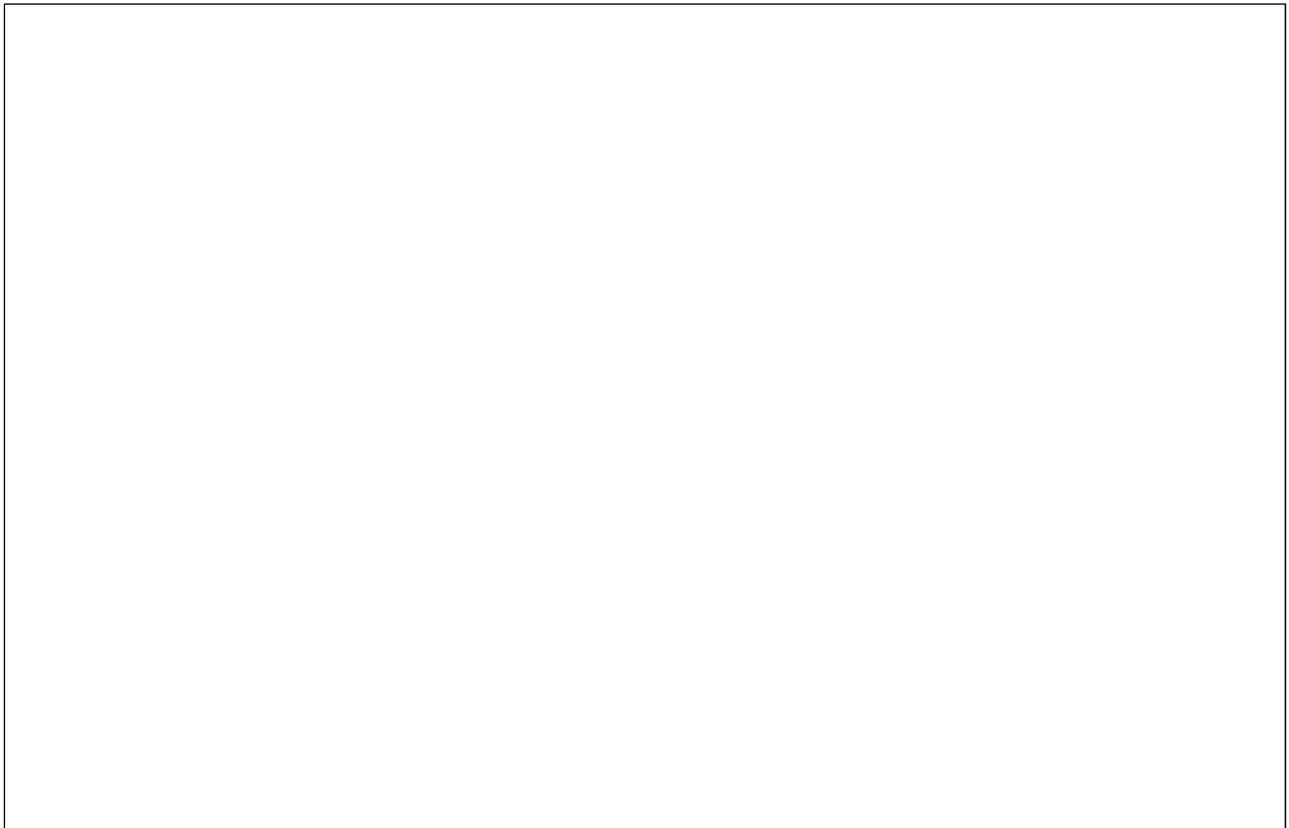
東

南

(別紙様式2)

**【状況写真】**

- ※ 被災状況がわかる家屋等（塀を含む）の全景、家屋等の棟別の写真。
- ※ 全景写真は、危険のない範囲で2方向以上から撮影してください。
- ※ この様式以外（現像写真をA4用紙に貼付又はパソコンから印刷したもの）も可。



(別紙様式3)

被災家屋等の解体・撤去に関する委任状

令和 年 月 日

【市町村名】長 様

ふりがな  
委任者 氏 名 (法人名称・代表者氏名)

印

住民票住所 (事業所所在地)

電話

※委任者の実印押印および印鑑証明書の添付又は委任者の本人確認書類を添付してください。

私は、以下の権限を下記の者に委任します。(該当の□にレ印を入れてください。)

- 私が所有する下記の被災家屋等の解体・撤去に係る申請書及び当該申請に必要な書類を【市町村名】に提出すること。
- 申請書類に不備がある場合、当該申請の補正又は取り下げをすること。
- 下記の被災家屋等の解体、撤去に係る事前・事後の立会い
- そのほか当該申請に関して必要な一切の権限

記

ふりがな  
受任者 氏 名 (法人名称・代表者氏名)

印

住 所 (事業所所在地)

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

電 話

撤去を希望する被災家屋等の所在地

撤去を希望する被災家屋等の種類、名称等

(別紙様式4)

被災家屋等の解体・撤去に関する同意書  
(共有名義人・相続権者)

令和 年 月 日

【市町村名】様

(所有者・共有者・相続人等)

ふりがな

氏名 (法人名称・代表者氏名)

印

住民票住所 (事業所所在地)

電話

私は、下記の被災家屋等の解体、撤去及び処分に関して、当該被災家屋等の（共有名義人・相続権者）として、解体、撤去に同意します。

当該被災家屋等に関する権利等に関して紛争が発生した場合は、私の責任において解決するものとし、【市町村名】には一切の責任を負わせません。

記

1. 解体、撤去及び処分を希望する被災家屋等の所在地

2. 解体、撤去及び処分を希望する被災家屋等の種類、名称等

3. 被災家屋所有者等

※ 所有者・共有者・相続人の実印押印および印鑑証明書<sup>1</sup>の添付又は本人確認書類<sup>2</sup>を添付してください。

※ 未成年者または成年被後見人の場合は、法定代理人が記入し、法定代理人の登録印（実印）と印鑑登録証明書<sup>1</sup>が必要です。その場合、法定代理人であることが分かる書類（未成年者の場合は親子関係が分かる戸籍、成年被後見人の場合は成年後見登記の登記事項証明書）もあわせて提出してください。

※ 相続権者の場合は、相続したことが分かる書類（相続関係図、被相続人の戸籍謄本、遺産分割協議書等）を添付してください。

(別紙様式5)

被災家屋等の解体・撤去に関する同意書  
(隣接地権者等)

令和 年 月 日

【市町村名】長 様

(隣接地権者等)

ふりがな  
氏 名 (法人名称・代表者氏名)

住民票住所 (事業所所在地)

電話

私は、下記の被災家屋等の解体、撤去（以下「解体等」という。）に関して、当該被災家屋等の隣接地権者として、解体等に伴う自己所有地等での解体等作業について同意します。

記

1. 被災家屋等の所在地

\_\_\_\_\_

2. 被災家屋等の種類、名称等

\_\_\_\_\_

3. 被災家屋所有者等

\_\_\_\_\_

(別紙様式6)

被災家屋等の解体・撤去に関する同意書  
(被災家屋等に関する権利)

令和 年 月 日

【市町村名】長 様

(被災家屋等に係る権利設定者)

ふりがな

氏 名 (法人名称・代表者氏名)

実印

住民票住所 (事業所所在地)

電話

私は、下記の被災家屋等の解体、撤去（以下「解体等」という。）に関して、当該被災家屋等の権利者として、解体等に同意します。

当該被災家屋等に関する権利等に関して紛争が発生した場合は、私の責任において解決するものとし、【市町村名】には一切の責任を負わせません。

記

1. 被災家屋等の所在地

2. 被災家屋等の種類、名称等

3. 被災家屋所有者等

4. 被災家屋等の権利 (設定年月日等詳しく記入)

※ 被災家屋等の権利が複数ある場合は、それぞれ記載してください。

※ 金融機関以外の権利設定者は、**実印**で押印し、**印鑑登録証明書**も添付してください。

※ 金融機関等から交付される抵当権解除証書等の抹消書類を提出する場合は当該同意書の提出は不要です。

(別紙様式7)

被災家屋等の解体・撤去に関する同意書  
(借家等の居住者)

令和 年 月 日

【市町村名】長 様

(住家等の居住者)

ふりがな

氏 名 (法人名称・代表者氏名)

印

住民票住所 (事業所所在地)

電話

私が居住する下記の建物に関して、以下のことに同意します。

- 1 申請者\_\_\_\_\_が、【市町村名】に当該家屋等の公費解体の申請を行うこと。
- 2 申請者が、残置物を処分すること。

記

被災家屋等の所在地

被災家屋等の数・種類

申請者 住 所 (事業所所在地)

氏 名 (法人名称・代表者氏名)

※ 複数世帯の居住がある場合は、世帯主全員の同意書が必要です。

令和 年 月 日

【市町村名】長 様

申請者（被災家屋の所有者）

ふりがな

氏 名（法人名称・代表者氏名）

印

住民票住所（事業所所在地）

申請代理人 住 所

氏 名

### 被災家屋等の解体・撤去に係る申請取下書

令和 年 月 日付 第 号で解体・撤去の決定通知があった下記の被災家屋等の解体・撤去に係る申請を取り下げます。

#### 記

1 整理番号

2 被災家屋等の概要

(1) 所在地

(2) 被災家屋等の種類及び名称

提出書類

(1) 必ずご用意いただく書類等（共通）

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 申請書	様式第 1 号
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認ができる書類（原本）	※顔写真が付いているもの（個人番号カード、 運転免許証、パスポート等）は 1 種類 ※顔写真が付いていない健康保険証等は 2 種類 ※代理人による申請の場合は、代理人の本人確認 ができる書類
<input type="checkbox"/> 被災家屋等の「罹災証明書」又は「被災証明書」（写し可）	※コピーをとってお返しします。
<input type="checkbox"/> 被災家屋等の配置図	別紙様式 1 ※記入例を参考に家屋等の配置を記入し、解体 する建物等と解体しない建物等がわかるよう に図示してください。
<input type="checkbox"/> 被災家屋等の状況写真	別紙様式 2 ※被災家屋等の全景、その他撤去に係る対象物 が特定される写真を添付してください。
<input type="checkbox"/> 被災家屋等の「固定資産税の課税明細通知書」または「名寄帳兼課税台帳」、または「登記事項（建物）全部事項証明書」	※上記の書類が無い場合は、受付時にお申し出 ください。

(2) 代理人が申請する場合に追加で必要な書類

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 委任状	別紙様式 3
<input type="checkbox"/> 以下の a. bいずれかの書類 a. 委任者の本人確認書類 b. 委任状への実印押印および印鑑登録証明書（原本）	※発行日から 3 ヶ月以内のもの

3) 下記の例に該当する場合に追加で必要な書類

ア 共有者がいる場合

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 同意書	別紙様式 4
<input type="checkbox"/> 以下の a. bいずれかの書類 a. 所有者の本人確認書類 b. 同意書への実印押印および印鑑登録証明書（原本）	※発行日から 3 ヶ月以内のもの ※共有者が法人の場合⇒法務局

イ 解体・撤去工事にあたり隣地の使用が必要な場合

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 同意書	別紙様式 5 ※隣地所有者等の同意書が必要になります。な お、空き家等、住人がいない場合は、その旨 を分かるようにしてください。

ウ建物登記に抵当権その他の権利登記がある場合

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 同意書（別紙様式6）または抵当権の解除証書等（原本）	※抵当権の解除証書等は、コピーをとってお返しします
<input type="checkbox"/> 権利者の印鑑登録証明書（原本）	※発行日から3ヶ月以内のもの ※権利者が金融機関の場合は、印鑑登録証明書は不要です。 ※共有者が法人の場合 法務局七尾支局ウ

エ借家（アパート、貸家）等で入居者がいる場合

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 同意書	別紙様式7 ※複数世帯の居住がある場合は、世帯主全員の同意書が必要になります。すでに退去している場合は、この限りではありません。

オ家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が申請する場合）

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 所有者の死亡と相続人全員分の続柄等関係や氏名がわかる戸籍謄本等（原本）	
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書（原本）	※コピーをとってお返しします。
<input type="checkbox"/> 相続関係図（相続権者全員が記載されたもの）	

カ家屋等の所有者が亡くなっている場合（相続人が決まっていない場合）

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 所有者の死亡と相続人全員分の続柄等関係や氏名がわかる戸籍謄本等（原本）	
<input type="checkbox"/> 同意書	別紙様式4 ※申請者を除く相続人全員の同意書が必要になります。
<input type="checkbox"/> 以下の a. b いずれかの書類 a. 相続人の本人確認書類 b. 同意書への実印押印および印鑑登録証明書（原本）	※発行日から3ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/> 相続関係図（相続権者全員が記載されたもの）	

キ法人格を持つ中小企業者・公益法人等の場合

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 商業・法人の登記事項証明書（原本）	※発行日から3ヶ月以内のもの

【災害名】に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱

【注意事項】

本資料は、R6 年度能登半島地震で被災した自治体を使用した事例を参考として示すものである。

被災家屋等の解体・撤去は財産を処分することとなるので、要綱は、関係法令、発災後に出される国等の通知を確認するとともに、弁護士、行政書士、庁内関係者等と十分協議のうえ決定すること。(法令、通知、条例等は災害内容、地域、時期により異なるのでこのまま使用できるものではない)

(趣旨)

第1条 この告示は、【災害名】(以下「災害」という。)によって損壊した家屋等を、当該物件の所有者等の申請に応じて【市町村名】(以下「【市町村】」という。)が解体及び撤去(解体又は撤去に付随して行う廃棄物の収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。)することにより、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物 災害等で損壊した【市町村】内に存する家屋、事業所その他これらに類する建築物(事業の用に供する建物である場合は、中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る)であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 罹災証明書、被災証明書又は【災害名】による被災を証する書類により証明された被害の程度が、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊である建築物

イ アに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境の保全のため、やむを得ず取り壊す必要があると【市町村】長が認める建築物

(2) 被災工作物等 被災建築物のある同一敷地内に存する地震等により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体及び撤去をしなければ人的被害又は物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境の保全上支障があると思料されるものをいう。

(3) 被災家屋等 被災建築物及び被災工作物等をいう。

(4) 被災民有地 個人が所有する【市町村】内に存する土地(被災家屋等が存するもの(地震等の影響で被災家屋等が流失したものを含む。)に限る。)のうち、災害等廃棄物が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。

(5) 災害等廃棄物 地震等によって損壊し、又は変質し、本来の用途をなさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされた物又は当該物と土砂、流木、岩石、津波堆積物その他自然由来の物質が混然となったものをいう。

(解体及び撤去の対象物)

第3条 この告示に基づく解体及び撤去の対象となる物は、被災家屋等及び被災民有地内に流入し、又は漂着した災害等廃棄物とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する物は解体及び撤去の対象としない。

(1) 庭木、庭石の類等(被災家屋等及び当該被災家屋等内の災害等廃棄物の解体及び撤去(以下「被災家屋等及び災害等廃棄物の解体及び撤去」という。)の作業上撤去が必要なものを除く。)

(2) 地下埋設物(生活環境の保全上撤去が必要なものを除く。)

(3) 地下構造物（基礎杭、地下室、ブロック塀の基礎部分を含む。）

3 被災家屋等を改修するための解体その他の当該被災家屋等の一部の解体及び撤去は対象としない。

(申請者)

第4条 被災家屋等及び災害等廃棄物の解体及び撤去の申請を行うことができる者は、○年○月○日（以下「基準日」という。）における被災家屋等を所有する者又は当該所有者の相続人その他の一般承継人とする。

2 被災民有地内の災害等廃棄物（被災家屋等内の災害等廃棄物を除く。）の撤去の申請を行うことができる者は、基準日における被災民有地を所有する者又は当該所有者の相続人その他の一般承継人とする。

3 前2項に規定する申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）が基準日以後に死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、所有権移転後の所有者が申請できるものとする。

(申請)

第5条 被災家屋等及び災害等廃棄物の解体及び撤去を希望する者は、被災家屋等の解体・撤去に係る申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、【市町村】長に提出しなければならない。

(1) 罹災証明書又は被災証明書又は【災害名】による被災を証する書類の写し（災害廃棄物等の撤去のみを申請する場合を除く。）

(2) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他の申請者の本人確認ができる書類の写し

(3) 被災家屋等及び被災民有地内の災害等廃棄物の配置図及び写真（被災家屋等及び災害等廃棄物の全景その他の解体及び撤去に係る対象物が特定できるものをいう。）

(4) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類

1 被災家屋等及び被災建築物内の災害等廃棄物の解体及び撤去の申請を行う場合	被災家屋等に係る全部事項証明書（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第196条第1項第1号に規定する全部事項証明書をいい、作成後3月以内のものに限る。以下同じ。）。ただし、当該被災家屋等が未登記であるときは、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類 ア 当該被災家屋等に固定資産税が課税されている場合 当該被災家屋等に係る家屋評価証明書（作成後3月以内のものに限る。） イ 当該被災家屋等に固定資産税が課税されていない場合 当該被災家屋等が存する土地に係る全部事項証明書
2 被災民有地内の災害等廃棄物（被災家屋等内の災害等廃棄物を除く。）の撤去の申請を行う場合	当該被災民有地に係る全部事項証明書

<p>3 代理人が申請を行う場合</p>	<p>次に掲げる書類。</p> <p>ア 委任状（申請者の登録印（市町村長又は登記官が登録した印鑑をいう。以下同じ。）が押印されたものに限る。）</p> <p>イ 申請者の印鑑登録証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。以下同じ。）又は登記官が作成する印鑑の登録に係る証明書をいい、作成後3月以内のものに限る。以下同じ。）</p>
<p>4 被災家屋等が共有である場合</p>	<p>申請者を除く共有者全員に係る次のア及びイに掲げる書類。ただし、災害等廃棄物等の撤去のみを申請する場合は、アに掲げる書類を除く。</p> <p>ア 被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書</p> <p>イ 印鑑登録証明書</p>
<p>5 賃貸物件の所有者が申請を行う場合</p>	<p>賃借人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書</p>
<p>6 所有権について差押え、仮差押え又は処分禁止の登記がある被災家屋等の所有者が申請を行う場合</p>	<p>差押え、仮差押え又は処分禁止の登記に係る債権者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書</p>
<p>7 所有者が死亡している場合において、被災家屋等を相続する相続人が申請を行う場合</p>	<p>次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人である場合又は災害等廃棄物の撤去のみを申請する場合は、ウ及びエに掲げる書類を除く。</p> <p>ア 所有者の死亡を証する書類</p> <p>イ 相続人の全員が確認できる戸籍謄本等</p> <p>ウ 相続人の全員に係る登録印が押印された遺産分割協議書</p> <p>エ 相続人の全員に係る印鑑登録証明書</p>
<p>8 所有者が死亡している場合において、被災家屋等を相続する相続人が決まっていないが被災家屋等の解体及び撤去について相続人の全員が同意している場合</p>	<p>次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人である場合又は災害等廃棄物の撤去のみを申請する場合は、ウ及びエに掲げる書類を除く。</p> <p>ア 所有者の死亡を証する書類</p> <p>イ 相続人の全員が確認できる戸籍謄本等</p> <p>ウ 相続人の全員に係る登録印が押印された被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書</p> <p>エ 相続人の全員に係る印鑑登録証明書</p>

- (5) 前各号に掲げるもののほか、【市町村】長が必要と認める書類
- 2 前項各号に掲げる書類は、特段の事情がある場合を除き、○年○月○日以後に作成された原本を提出するものとする。
- 3 第1項第4号の表3の項に規定する委任状並びに4の項、5の項、6の項及び8の項に規定する被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書の様式は、【市町村】長が別に定める。
- 4 第1項の規定による申請の受付期限は、○年○月○日までとする。

(審査)

第6条 【市町村】長は、前条第1項の規定による申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る解体及び撤去の実施を決定したときは、申請者に対し、被災家屋等の解体・撤去決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知する。

2 【市町村】長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、被災家屋等の不解体・不撤去決定通知書(様式第3号)により、被災家屋等の解体及び撤去をしない旨を通知するものとする。

(1) 前項の審査の結果、解体及び撤去の実施が不相当と決定したとき。

(2) 申請者の責めに帰すべき事由により、解体及び撤去の実施日においても解体が実施できず、その後解体及び撤去の実施日の日程について通知又は連絡調整を行った後においても、申請者が日程調整に応じないこと等により、解体及び撤去の実施が不相当と決定したとき。

(解体及び撤去の費用の負担)

第7条 前条第1項の規定による決定に基づき実施した被災家屋等の解体及び撤去に係る費用は、第1条の目的を達成するために【市町村】長が必要と認める範囲で、【市町村】が負担する。

(家財道具等の搬出等)

第8条 申請者は、被災家屋等の解体及び撤去を実施するまでに、家財道具等を搬出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により搬出が困難であるときは、この限りでない。

2 申請者は、前項ただし書の規定による搬出が困難な家財道具等があるときは、当該物が家財道具等であることを明示するとともに、被災家屋等の解体及び撤去後の家財道具等の保管について適切に対応しなければならない。

3 被災家屋等内にある物で家財道具等である明示のないものは、災害等廃棄物とみなして、これを撤去するものとする。

4 搬出が困難な家財道具等の管理については、【市町村】は、その責任を負わない。

(遵守事項)

第9条 被災家屋等の解体及び撤去に際し、第6条第1項の規定による決定の通知を受けた申請者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びこれに伴う諸手続は、申請者が解体及び撤去の実施前までに完了すること。

(2) 他者の災害等廃棄物その他の廃棄物を一緒に廃棄しないこと。

(3) 虚偽の申請を行わないこと。

(4) 被災家屋等の解体及び撤去の実施に当たり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、

隣接地の所有者からの同意を得ること。

(5) 被災家屋等の解体及び撤去の実施については、事前に近隣への周知を行うこと。

(6) 被災家屋等の解体及び撤去に伴う各種手続については、申請者が行うこと。

2 【市町村】長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、やむを得ない理由がある場合は、被災家屋等及び災害等廃棄物の解体及び撤去の申請を取り下げることができる。ただし、当該申請に係る解体及び撤去に着手したときは、取り下げることができないものとする。

2 前項の規定による申請の取り下げは、被災家屋等の解体・撤去に係る申請取下書（様式第4号。以下「取下書」という。）を【市町村】長に提出して行うものとする。

3 【市町村】長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、解体及び撤去を行わない旨を通知するものとする。

(1) 被災家屋等の解体及び撤去の実施の決定後、第1項ただし書に規定する期限までに取下書が提出されたとき。

(2) 申請者から被災家屋等の解体及び撤去の申請を取り下げる意思表示がされたにもかかわらず、取下書の提出がなく、別に期限を定めて提出を行うよう通知を行った後も当該期限までに取下書の提出がないとき。

(完了通知)

第11条 【市町村】長は、被災家屋等の解体及び撤去が完了したときは、申請者に対し、被災家屋等の解体・撤去完了通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、【市町村】長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。